

国民健康保険税の算定方式が 令和8年度から変わります

算定方式の変更内容

国富町の国民健康保険税の算定方式はこれまで、「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の『4方式』としていましたが、令和8年度から「資産割」を廃止した『3方式』に変わります。

資産割廃止の経緯

宮崎県国民健康保険運営方針において、県内の国保加入者の税負担を公平なものとするため、将来的に県内同一の算定方式や税率にすることが定められました。その第一歩として、県内各市町村において算定方式を「3方式」に統一する取組みが進められていることから、本町においても令和8年度から改正することとしました。

激変緩和措置について

この改正に伴う急激な税額の変化を緩和するため、令和6年度から令和8年度までの3年間で段階的に資産割の税率を引き下げて廃止し、引き下げ相当分について所得割の税率を引き上げていきます。また、財政調整基金なども活用しながら更なる税率変化の抑制にも努めていきます。

【現行(令和5年度)】

4方式			
所得割 (国保加入者の前年中の所得に応じて計算した金額)	資産割 (国保加入者の当該年度の固定資産税額に応じて計算した金額)	均等割 (加入者1人あたりの金額)	平等割 (1世帯あたりの金額)



【令和6年度】

4方式			
所得割	資産割	均等割	平等割



【令和7年度】

4方式			
所得割	資産割	均等割	平等割



【変更後(令和8年度から)】

3方式		
所得割	均等割	平等割

資産割廃止による影響

資産割廃止による影響は、各世帯の国保加入者数や所得状況等によって異なります。また、資産割廃止に伴う町全体の保険税減収分を所得割に配分するため、世帯によっては所得や加入者数に変更がなくても税額が増減する場合があります。その影響には次のような特徴があります。

税額の増加が見込まれる世帯の特徴

・所得があり、かつ、固定資産がないもしくは少ない…所得割額の増加による税額の増加が想定されます。

税額の減少が見込まれる世帯の特徴

・所得がない、もしくは少ない、かつ、固定資産が多い…資産割額の減少による税額の減少が想定されます。